

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 対象建物 奈良県立医科大学
- (2) 需要場所 奈良県橿原市四条町840番地
- (3) 業種及び用途 大学及び病院

2. 仕 様

- (1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

ア 電気方式	交流三相3線式
イ 標準電圧	20,000V
ウ 計量電圧	20,000V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	2回線受電

- (2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力（契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される値がこれを超えないものとする。）

(a) 契約電力（常時電力） 5,500kW

(b) 契約電力（予備電力） 5,500kW

（常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。）

イ 予定使用電力量 27,180,000kWh

（令和元年12月1日～令和2年11月30日までの使用量見込み）

※予定使用電力量は、使用見込みであり、実績使用量を保証するものではない。

(a) 各月の電力使用計画および実績（最大需要電力、使用電力量）別紙1のとおり

(b) 季節および時間帯別の電力使用計画 別紙2のとおり

- (3) 契約使用期間 令和元年12月1日0時から令和2年11月30日24時まで

- (4) 需給地点 奈良県立医科大学特高開閉所内の20kV地中引き込み線立ち上がり電線終端箱とする。

- (5) 電気工作物の財産分界点 奈良県立医科大学特高開閉所内の20kV地中引き込み線立ち上がり電線終端箱とする。

- (6) 保安上の責任分界点 電気工作物の財産責任分界点に同じ。

- (7) 検針日および計量

検針日は、毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。

計量は、計量器により記録された値によるものとする。(計量は、検針日における計量器の読みによるものとする。)

また、受電実績として、1月ごとに時間別(30分ごとまたは1時間ごと)の計測データ(電力または電力量)を提供すること。

(8) 代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とする。

(9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定できるものとする。

また、契約期間中の電力量料金単価の値上げはできないものとする。

(10) 力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引および割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。

なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

また、入札価格には、入札日時点において適用される燃料調整額を契約使用期間全てに適用して算出すること。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、入札価格には加算しないこと。

(13) 契約超過金

その月の契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、供給者は、契約超過金を請求することができるものとする。

なお、契約超過金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(14) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(15) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、公立大学法人奈良県立医科大学は、供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。

(16) その他

電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書に記載なき事項については、供給者が定める約款の規定によるものとする。

以上

各月の電力使用計画および実績

各月の電力使用計画

	常時 契約電力 (kW)	30分最大 需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
1年12月	5,500	4,300	2,200,000	100
2年 1月	5,500	4,500	2,250,000	100
2年 2月	5,500	4,400	2,070,000	100
2年 3月	5,500	4,100	2,130,000	100
2年 4月	5,500	4,100	2,000,000	100
2年 5月	5,500	4,500	2,130,000	100
2年 6月	5,500	5,100	2,300,000	100
2年 7月	5,500	5,400	2,760,000	100
2年 8月	5,500	5,400	2,780,000	100
2年 9月	5,500	5,200	2,350,000	100
2年10月	5,500	4,500	2,170,000	100
2年11月	5,500	4,100	2,040,000	100
予想合計	—————	—————	27,180,000	100

電力使用実績

	常時 契約電力 (kW)	30分最大 需要電力 (kW)	使用電力量 (kWh)	力率 (%)
30年 7月	5,500	5,427	2,761,098	100
30年 8月	5,500	5,410	2,783,101	100
30年 9月	5,500	5,221	2,343,879	100
30年10月	5,500	4,448	2,185,906	100
30年11月	5,500	4,018	2,054,264	100
30年12月	5,500	4,262	2,164,937	100
31年 1月	5,500	4,450	2,255,621	100
31年 2月	5,500	4,368	2,046,386	100
31年 3月	5,500	4,089	2,133,748	100
31年 4月	5,500	4,093	2,013,030	100
1年 5月	5,500	4,487	2,133,677	100
1年 6月	5,500	4,720	2,288,290	100
実績合計	—————	—————	27,163,937	100

季節および時間帯別の電力使用計画

	電力量 (kWh)		
	時間帯 1	時間帯 2	時間帯 3
1年 12月		1,240,000	960,000
2年 1月		1,260,000	990,000
2年 2月		1,160,000	910,000
2年 3月		1,200,000	930,000
2年 4月		1,120,000	880,000
2年 5月		1,200,000	930,000
2年 6月		1,290,000	1,010,000
2年 7月	910,000	780,000	1,070,000
2年 8月	910,000	790,000	1,080,000
2年 9月	770,000	670,000	910,000
2年 10月		1,220,000	950,000
2年 11月		1,150,000	890,000
時間帯別の合計	2,590,000	13,080,000	11,510,000
合計	27,180,000		

- ・時間帯 1：夏季の毎日 10 時から 17 時までの時間をいいます。ただし、下記の「休日等」に定める日の該当する時間を除きます。
- ・時間帯 2：毎日 8 時から 22 時までの時間をいいます。ただし、時間帯 1 および下記の「休日等」に定める日の該当する時間を除きます。
- ・時間帯 3：時間帯 1 および時間帯 2 以外の時間をいいます。
- ・夏季とは 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。
- ・休日等とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日とします。